



宮 崎 県 公 報

令和5年9月7日(木曜日) 第439号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定… (“) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定… (障がい福祉課) 1	
○保安林の指定… (自然環境課) 1	
	○保安林の指定解除の予定の通知… (自然環境課) 2
	○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示… (管理課) 2
	○道路の区域の変更 (3件) … (道路保全課) 3
	○道路の供用の開始 (2件) … (“) 3
	○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定… (会計課) 4
	公 告
	○公共測量の実施の通知… (管理課) 4

告 示

宮崎県告示第 639号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
寺原 晃典 尾鈴接骨院	児湯郡川南町大字平田 1409-6	令和5年4月30日
寺原 雅典 川北接骨院	児湯郡都農町大字川北 4602番地	令和5年4月30日

宮崎県告示第 640号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
寺原 晃典 川北接骨院	児湯郡都農町大字川北 4602	令和5年7月23日
寺原 雅典 尾鈴接骨院	児湯郡川南町大字平田 1409-6	令和5年7月26日

宮崎県告示第 641号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
吉 田 憲 次	よしだ眼科 クリニック	三股町	眼科	令和5年9月1日
今給黎 智 美	医療法人洋承会 今給黎医院	日向市	内科、循環器内科	令和5年9月1日
内 勢 由 佳 子	都城市郡医師会病院	都城市	外科	令和5年9月1日
鈴 木 康 人	都城市郡医師会病院	都城市	外科	令和5年9月1日

宮崎県告示第 642号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字中ノ内7762、7764、7765
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は択伐による。
字中ノ内7762・7764 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 643号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 644号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第 369号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
(入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及び <u>地方法人特別税</u> に係る徴収金に未納がある者 エ〜キ [略] (2) [略]					(入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア・イ [略] ウ 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及び <u>特別法人事業税</u> に係る徴収金に未納がある者 エ〜キ [略] (2) [略]						
別表第1(第7条関係)					別表第1(第7条関係)						
	等級区分	特A級	A級	B級	C級		等級区分	特A級	A級	B級	C級
建設 工事の種 類及び金額						建設 工事の種 類及び金額					
土木一式工事		<u>7,000万 円以上</u>	3,000万 円以上 <u>7 ,000万円</u> 未満	[略]		土木一式工事		<u>8,000万 円以上</u>	3,000万 円以上 <u>8 ,000万円</u> 未満	[略]	
建築一式工事		<u>1億円以 上</u>	4,000万 円以上 <u>1 億円</u> 未満			建築一式工事		<u>1億1,0 00万円以 上</u>	4,000万 円以上 <u>1 億1,000 万円</u> 未満		
舗装工事			<u>1,200万 円以上</u>	400万円 以上 <u>1,2 00万円</u> 未 満	[略]	舗装工事			<u>1,400万 円以上</u>	400万円 以上 <u>1,4 00万円</u> 未 満	[略]
電気工事及び管 工事			<u>1,200万 円以上</u>	500万円 以上 <u>1,2 00万円</u> 未 満		電気工事及び管 工事			<u>1,400万 円以上</u>	500万円 以上 <u>1,4 00万円</u> 未 満	

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

宮崎県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7077番4地先から同郡同町北郷宇納間同字7077番4地先まで	旧	7.2～21.7	66.5
				新	9.1～22.5	66.5

宮崎県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
352	県道	野首麓線	宮崎市高岡町花見字真道147番1地先から同市同町花見同字147番1地先まで	旧	15.2～20.2	65.3
				新	18.1～22.5	65.3

宮崎県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字小田爪4115番1地先から同郡同町同大字同字4095番1地先まで	旧	6.8～12.5	120.0
				新	11.0～21.0	120.0

宮崎県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
352	県道	野首麓線	宮崎市高岡町花見字真道147番1地先から同市同町花見同字147番1地先まで	令和5年9月7日

宮崎県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年9月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
361	県道	綾法ヶ岳線	東諸県郡綾町大字北俣字小田爪4115番1地先から同郡同町同大字同字4095番1地先まで	令和5年9月7日

宮崎県告示第 650号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
株式会社 ダイバーシ ティひむか	児湯郡高鍋町大字北高 鍋3870-1 高鍋総合 庁舎内	令和5年9月 1日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、新富町長から次のとおり通知があった。

令和5年9月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業地域
宮崎県新富町全域（ 61.48km²）
- 3 作業期間
令和5年8月1日から令和6年3月22日まで